

令和7年3月3日

第21回医療介護総合確保促進会議

資料3

令和5年の地方からの提案等に関する対応 について（報告）

ひと、暮らし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

地域医療介護総合確保基金に関する地方からの提案について

令和5年の地方分権改革に関する地方からの提案

- 造成年度ごとに基金を管理する方法を改める。基金造成年度ごとに計画を策定・修正する方法を改める。
- 過年度積立残を活用する場合に国へ提出する都道府県計画は、積立年度ベースではなく、事業の実施年度ベースのみの策定とし、過年度の変更計画の策定を不要とすること。

具体的な支障事例

- 基金は造成年度ごとに管理する必要があり、令和4年度末現在、9年度分の基金（平成26年度造成分から令和4年度造成分まで）を管理している。
- 過年度に造成した基金の積立残を活用して事業を実施するには、過年度計画を修正する必要がある。毎年度、管理する基金・計画が増えるため、今後、さらに事務が複雑化し、業務負担が大きくなることが見込まれる。

(参考) 地域医療介護総合確保基金管理運営要領（厚生労働省医政局長・老健局長・保険局長通知）

第2 基金管理事業の実施

(3) 基金の取り崩し

- ② 都道府県は、各年度の都道府県計画を実施するに当たり、当該年度毎に決定された交付額（都道府県の負担を含む。）及び運用益の範囲内で各基金事業に充当するものとする。

なお、当該年度の交付額の一部を翌年度以降に執行することを妨げる趣旨ではなく、その場合は、当該都道府県計画を必要に応じて変更することにより執行は可能である。

提案に対する対応について

令和5年の地方からの提案等に関する対応方針（令和5年12月22日閣議決定）

4 国から都道府県への事務・権限の移譲等

【厚生労働省】

(27) 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平元法64）

都道府県の地域における医療及び介護の総合的な確保のための事業の実施に関する計画（4条1項。以下この事項において「都道府県計画」という。）及び地域医療介護総合確保基金（6条）については、基金管理事業及び都道府県計画の作成に係る地方公共団体の事務負担を軽減するため、過年度に造成した基金の残余额について、直近の都道府県計画における各基金事業に充当できることとし、その場合は過年度の都道府県計画の変更は不要とする方向で検討を行い、令和6年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

対応案

- 今後、関係通知について必要な改正を行い、令和6年度都道府県計画以降、地域医療介護総合確保基金は年度毎に造成するものではなく、当該年度毎に決定された交付額（都道府県の負担を含む。）及び運用益に加え、過年度の事業に生じた残額を一体的なものとして基金事業を実施するものとしてはどうか。こうすることで、過年度に造成した基金の残額を活用する場合に、過年度の都道府県計画を変更することを不要としてはどうか。

※ 当該年度の都道府県計画には、残額を活用している旨を明記する。

対応結果について

令和6年10月8日付けで、医政・老健・保険の3局長連名の通知（「医療介護提供体制改革推進交付金、地域医療対策支援臨時特例交付金及び地域介護対策支援臨時特例交付金の運営について」の一部改正について）を发出済み。

医政発 1008 第 2 号
老 発 1008 第 1 号
保 発 1008 第 3 号
令和 6 年 10 月 8 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長
(公印省略)

厚生労働省老健局長
(公印省略)

厚生労働省保険局長
(公印省略)

「医療介護提供体制改革推進交付金、地域医療対策支援臨時特例交付金及び地域介護対策支援臨時特例交付金の運営について」の一部改正について

標記の交付金によって造成された基金の運営については、「医療介護提供体制改革推進交付金、地域医療対策支援臨時特例交付金及び地域介護対策支援臨時特例交付金の運営について」（平成26年9月12日医政発0912第5号・老発0912第1号・保発0912第2号）の別紙「地域医療介護総合確保基金管理運営要領」（以下「管理運営要領」という。）により行われているところであるが、管理運営要領を別紙新旧対照表のとおり改め、令和6年4月1日より適用することとしたので通知する。

なお、今般の改正の主な趣旨等は下記のとおりであるため、その内容について、御留意願いたい。

また、貴管内関係者に対しては、貴職から周知されるよう御配慮願いたい。

記

第1 過年度の事業に生じた残額を含む基金の一体的な管理
医療介護総合確保促進会議での議論を踏まえ、令和6年度都道府県計画以降、地

域医療介護総合確保基金（以下「基金」という。）は年度毎に造成するものではなく、当該年度毎に決定された交付額（都道府県の負担を含む。）及び運用益に加え、過年度の事業に生じた残額を一体的なものとして管理し、その範囲内で各基金事業（基金を活用して行われる事業をいう。）に充当するものとなる。

そのため、これまででは、ある年度に造成した基金は、その年度に作成した都道府県計画と結び付いており、過年度に造成した基金の残額を活用する場合には、当該過年度の都道府県計画を変更する必要があったが、令和6年度以降は、過年度に造成した基金の残額を活用する場合も含め、その年度に実施する基金事業は、全て当該年度の都道府県計画に記載して行うこととなるため、

- ・ 過年度に造成した基金の残額を活用する場合、当該過年度の都道府県計画を変更することが不要になる
- ・ 令和6年度以降に実施する事業は、その年度に作成する都道府県計画に一覧的に記載することとなり、同一事業を異なる造成年度の基金からそれぞれ支出して実施する場合も、その年度に作成する都道府県計画に1つの事業として集約して記載し、総事業費などそのうち過年度の基金残額から活用する額を併せて記載することになる

などの変更が生じる。

なお、基金事業に係る決算終了後速やかに実施することとしている実績報告等は、引き続き、毎年度行う必要がある。

第2 地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）の改正内容

地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）については、事業の効率的な実施の促進や事業の簡素化を図る観点から、マッチング支援や職場体験に関する事業、介護未経験者に対する研修事業など、類似のメニュー事業を統合したものである。

以上